島根県食育・食の安全推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 食育基本法及び食品安全基本法に基づき、食育及び食の安全に関する施策 を総合的かつ計画的に推進するため、島根県食育・食の安全推進会議(以下「推進 会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1)食育推進計画の策定に関すること
 - (2)食育推進計画に基づく施策の実施及び進行管理、評価に関すること
 - (3)食品の安全・安心確保に関すること
 - (4) 食の安全安心確保に係る基本方針及びアクションプランに関すること
 - (5)その他前条の目的達成のために必要な事項に関すること

(組織)

- 第3条 推進会議は、別表1に掲げる職にあるものをもって充て、議長は、健康福祉部 次長とする。
- 2 推進会議に、連絡会議を設置する。
- 3 連絡会議には、ワーキンググループ及び幹事課を設置する。

(連絡会議)

- 第4条 連絡会議は、別表2に掲げる職にあるものをもって充て、食育に関する会議の議長は健康推進課長とし、食の安全に関する会議の議長は薬事衛生課長とする。
- 2 連絡会議は、次の事務を行う。
 - (1)推進会議に付議する事項の協議
 - (2)推進会議からの指示事項の処理
 - (3)その他推進会議の円滑な運営に必要な事務
- 3 連絡会議の会議は、議長が招集し、議長が会務を総理する。
- 4 議長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ及び幹事課)

- 第5条 ワーキンググループは、連絡会議を構成する関係各課の担当者をもって構成 する。
- 2 ワーキンググループは次の事項について協議する。
 - (1)食育推進計画策定に関すること

- (2)食の安全確保に係るアクションプラン等に関すること
- 3 ワーキンググループの会議は、事務局が必要に応じて招集する。
- 4 幹事課は、別表3に掲げる課をもって充て、部局内の連絡調整、ワーキンググループの議案事項の調整、幹事課会の運営を行う。

(各種計画策定委員会)

第6条 食育及び食の安全推進計画の策定にあたっては、外部団体等から構成される計画策定委員会を設置し、広く県民から意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 連絡会議、ワーキンググループ会議及び幹事課会の事務局は、食育に関する 事務については健康福祉部健康推進課に、食の安全に関する事務については健康 福祉部薬事衛生課に置く。食育及び食の安全推進計画の策定にあたっては、外部 団体等から構成される計画策定委員会を設置し、広く県民から意見を聴くことができ る。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- この要綱は、平成18年9月13日から施行する。
- この要綱は、平成19年5月9日から施行する。
- この要綱は、平成24年2月8日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年12月16日から施行する。
- この要綱は、令和6年9月13日から施行する。

別表1(第3条) 推進会議構成員

_	
健康福祉部	次長
政策企画局	次長
地域振興部	次長
環境生活部	次長
農林水産部	次長
商工労働部	次長
教育庁	参事

別表2(第4条) 連絡会議構成員

政策企画局	女性活躍推進課長
地域振興部	しまね暮らし推進課長
環境生活部	環境生活総務課消費とくらしの安全室長
健康福祉部	健康福祉総務課長
IJ	健康推進課長
IJ	子ども・子育て支援課長
<i>II</i>	薬事衛生課長
農林水産部	農林水産総務課長
IJ	産地支援課長
IJ	農山漁村振興課長
IJ	畜産課長
IJ	林業課長
"	沿岸漁業振興課長
農林水産部	/ 商工労働部 しまねブランド推進課長
教育庁	保健体育課長
IJ	社会教育課長

別表3(第5条) 幹事課の構成

部局名	担当課
健康福祉部	健康推進課(食育の事務局) 、薬事衛生課(食の安全の事務局)
農林水産部	農林水産総務課政策・調整スタッフ
教 育 庁	保健体育課健康づくり推進室